第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第４６号
滋賀県米原市朝妻筑摩1804番地１
債務者　床田　　了
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
滋賀県米原市朝妻筑摩1804番地１
債務者　床田小百合
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１７０号
奈良市帝塚山１丁目１番10―103号
債務者　安達　侑茉
１　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３８号
奈良県天理市川原城町275―１　松尾ビル４Ｃ、住民票上の住所奈良県天理市指柳町246番地１　マイドリームＣ103
債務者　打越　勇人
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７６号
奈良県大和郡山市小林町414番地31
債務者　北川　英亮（旧姓能勢・根本）
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１９号
奈良県橿原市木原町238番地の３　アルドール橿原305
債務者　山下　知子（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋545番地
債務者　安達　幸一
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１００号
鳥取県米子市淀江町淀江229番地１、前住所鳥取県米子市皆生温泉１丁目２番12号
債務者　松本　洋子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６１７号
広島市中区基町20番１―1217号
債務者　星野　英則
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２４号
広島市安佐南区西原３丁目22番10―605号
債務者　椿原まゆみ
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８４号
広島市中区小網町５番９―401号
債務者　福島　俊一
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９０号
広島県東広島市高屋町白市1129―２　グリーンヒル白市101号室、住民票上の住所広島県東広島市高屋町白市423番地６
債務者　久米　　誠
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４号
山口県下関市豊田町大字殿敷1905番地18、前住所東京都文京区後楽１丁目１番12―1003号
債務者　福岡　呂之
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
徳島県名西郡神山町神領字北69番地５
債務者　田中　英雄
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７５号
徳島県徳島市寺島本町東２丁目12番地の２　コーポしず301、旧住所徳島県徳島市南内町１丁目62番地
債務者　豊野　**廣**子
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８号
徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保196番地３　コーポシャルム　302号、旧住所徳島県板野郡北島町北村字壱町四反地35番地37
債務者　嶝口麻希子
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１４号
愛媛県西条市壬生川723番地11、前住所滋賀県大津市美空町１番21―304号
債務者　陶山　晃直
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
松山地方裁判所西条支部